



鳥取県公報

平成15年 2月 7日(金)
第 7 4 5 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良法による換地計画の決定 (65) (耕地課)	1
	土地改良事業の協議の適否の決定 (66) (")	1
	土地改良事業計画の変更協議の適否の決定 (2 件) (67・68) (")	2
	県営土地改良事業計画の変更 (2 件) (69・70) (")	3
	県営土地改良事業の工事の完了 (71) (")	3
	土地収用法による事業の認定 (72) (管理課)	4
教委告示	定例教育委員会の招集 (3) (総務福利課)	5

告 示

鳥取県告示第65号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2 第1項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓^{ろく}地区 (末鎌第2工区) の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 2月 7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成15年 2月 7日から20日間
- 縦覧に供する場所
溝口町役場
- 審査請求
利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第66号

三朝町が行う土地改良事業 (中山間地域総合整備事業三朝地区区画整理、客土、暗きょ排水及び農道整備) の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2 第5項に

において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、つぎのとおり縦覧に供する。

平成15年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年2月7日から20日間

3 縦覧に供する場所

三朝町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して、15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第67号

赤碕町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業平田ヶ平地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年2月7日から20日間

3 縦覧に供する場所

赤碕町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第68号

赤碕町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業山川木地地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年2月7日から20日間

3 縦覧に供する場所

赤碕町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第69号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合整備事業中山地区農業用排水、農道整備、区画整理及び暗きょ排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年2月7日から20日間

3 縦覧に供する場所

中山町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第70号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域総合農地防災事業南方地区農業用排水及び土留）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年2月7日から20日間

3 縦覧に供する場所

智頭町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第71号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成15年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営中郷地区ほ場整備事業	平成14年10月31日

鳥取県告示第72号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

用瀬町

2 事業の種類

用瀬町保健福祉総合施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 八頭郡用瀬町大字別府字溝添地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

用瀬町保健福祉総合施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、老人デイサービスセンター、老人福祉センター及び保健センターを整備するとともに、これらに併設して老人居宅介護等の事業を行う施設を整備するものであり、このうち、老人デイサービスセンター、老人福祉センター及び老人居宅介護等の事業を行う施設は土地収用法（以下「法」という。）第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設に、また、保健センターは同条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事業の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である用瀬町は、法第3条第23号に掲げる社会福祉事業を実施し、及び同条第31号に掲げる直接その事業の用に供する施設を設置することができる団体であるとともに、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、医療機関及び消防機関に近接する土地（以下「本件土地」という。）に老人デイサービスセンター、老人福祉センター及び保健センターを整備するとともに、これらに併設して老人居宅介護等の事業を行う施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業により、老人デイサービスセンターにあつては身体又は精神に障害があるために日常生活を営

むのに支障がある老人に対し入浴、食事の提供、機能訓練等の便宜を供与することができること、老人福祉センターにあつては老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対し健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することができること、保健センターにあつては地域住民に対し健康相談、保健指導及び健康診査等地域保健に関し必要な事業を行うことができること、老人居宅介護等の事業を行う施設にあつては要介護状態に陥りやすい一人暮らしの老人等に対する住居の提供、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活に関する相談に応じる生活支援事業を行うことができることから、保健福祉サービスの向上に寄与することが見込まれる。

イ 本件事業は鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業とはなっていないことから、本件事業により失われる利益は軽微なものと考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に必要な面積が確保できること、施設利用者の利便性が高いこと、工事費等が経済性に優れていること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、平成14年に策定された第6次用瀬町総合計画において保健・福祉総合ゾーンを整備し、及び充実するよう位置付けられていることから、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

八頭郡用瀬町大字用瀬832

用瀬町役場

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第3号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成15年2月7日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

- 1 日時 平成15年2月10日（月）午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県立図書館協議会委員の任免について
 - (2) その他

